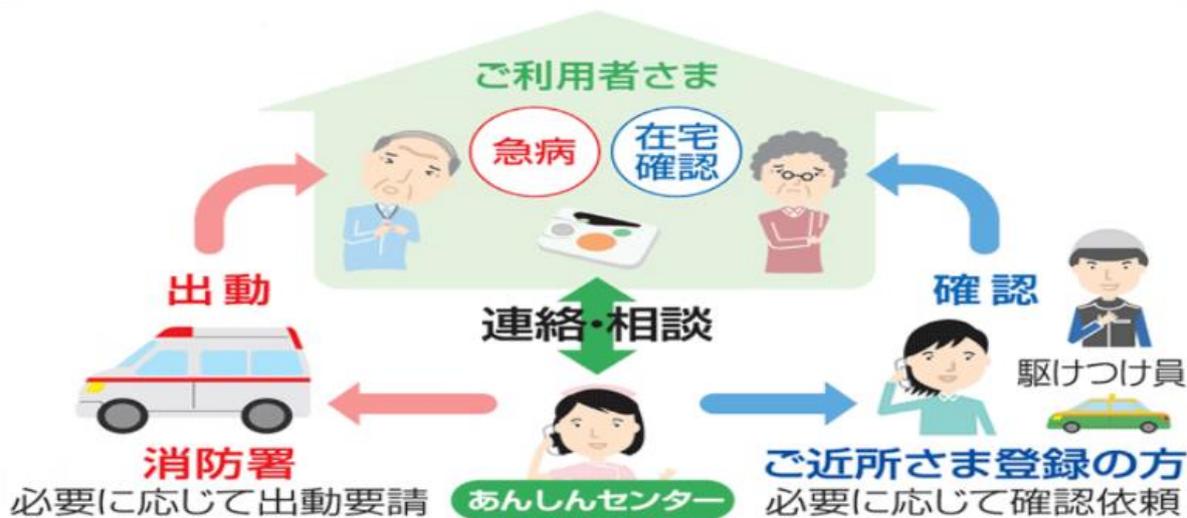


墨田区高齢者救急通報システム

1 事業の概要

【新】令和 7 年度から 固定電話回線不要の機種を導入します

ひとり暮らし等の高齢者が、家庭内で緊急事態（急病・けが・火災）となった時にボタンを押すだけで民間事業者の受信センター（あんしんセンター）に連絡され、安全確認や安否確認のため専門の現場派遣員が自宅に急行し救急車の手配など必要な救援等を行います。これらのサービスは、24 時間365 日対応します



2 対象となる方（次の要件を満たす方）

墨田区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者のみの世帯の高齢者。（日中又は夜間にひとり暮らし又は高齢者のみ世帯も含む。）

※ペースメーカーを使用している方は、一部利用上の注意があります。

※本システムの利用に当たっては、原則としてご自宅の鍵の複製を作ってください、預けていただくこととなります。

3 救急通報システムの3つの機能について

(1) 「救急通報機能」

家庭内で急病等の緊急事態が起きたとき、利用者が利用者宅に備え付けられた通報機のボタンや胸にかけたペンダントを押すと、あんしんセンターが緊急信号を受信します。受信すると、看護師等の専門スタッフが通報機のスピーカーを通じ、利用者に話しかけます。このとき、応答がない、又は、具合が悪くて動けないなど、利用者の状況に応じ、救急搬送や現場派遣の手配、親族等への連絡を行います。

(2) 「健康相談機能」

24 時間 365 日年中無休で、看護師等の専門スタッフによる健康相談を受けることができます。

(3) 「安否確認機能」

利用者からの通報がなくても、専門スタッフが2か月に1回程度利用者宅へ定期的に電話をかけ、安否確認を行います。

4 利用者の負担金・設置機器

令和7年度から導入開始

内 容	固定電話回線型式	無線型式（SIM 内蔵型）		
救急通報システム設置機器		 熱中症アラート機能付き (熱中症の危険があると音声でお知らせします)		
利用条件	固定電話（電話回線）を自宅で利用している方	携帯電話を利用している方 (自宅に電話回線が無い方でも利用可能)		
利用者負担金	月額 基準（全てを満たすもの）			
	① 0円/月	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患^(※)があり、それが悪化した場合に自分で電話がかけられなくなる方 生活保護を受給している方又は住民税非課税の方（介護保険料所得段階1～5） 		
	② 500円/月	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患^(※)があり、それが悪化した場合に自分で電話がかけられなくなる方 住民税課税の方（介護保険料所得段階6～15） 	③ 1,100円/月	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患^(※)があり、それが悪化した場合に自分で電話がかけられなくなる方 住民税課税の方（介護保険料所得段階6～15）
	2,618円/月	上記①及び②以外で、固定電話回線型式を希望する方	3,718円/月	上記①及び③以外で無線型式を希望する方
安否確認センサ・空間センサ	一律1,000円/月	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の動きを感知し、一定時間動きがない場合にあんしんセンターへ自動で通報が入ります。 (固定電話回線型式は安否確認センサ、無線型式は空間センサを設置) 希望者のみ設置ができます。 		

※慢性疾患の例：狭心症、脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病、腎臓病、高血圧、喘息、肝臓病等

(1)利用者の負担金については毎年度算定いたしますので、お体の状態や所得の状況に応じて変更になる場合があります。

(2)利用者の責めに帰すべき事由により貸与機器を損傷、紛失した際は、損害額をご負担いただきます。(4万円程度)

5 「救急通報機能」に関する注意事項

(1)現場派遣員は、利用者の看護や身体介護を行うことはできません。

(2)現場派遣員は、救急車への同乗・付き添いを行うことはできません。

(3)救急通報用のペンダントは、屋外では使えません。

(4)通報受信後に、必要と判断した場合は、現場派遣員がお預かりした鍵を使用し、利用者宅の玄関を開錠し、入室します。また、救急車で搬送された後、自宅の戸締りをします。

なお、開錠できる場合は限定されておりますので、ご本人と連絡が取れない等、緊急に安否確認が必要な場合は、消防署（119番）及び警察署（110番）へ通報してください。

6 申込方法

(1)墨田区高齢者福祉課、高齢者支援総合センター又は高齢者みまもり相談室に該当の申請書類一式を提出してください。

(2)機器の設置及びシステムの利用について、申請書受理後、実際に利用を開始するまで1か月ほどかかることがあります。

【申込窓口】墨田区高齢者福祉課支援係 ☎03-5608-6168

最寄り的高齢者支援総合センター又は高齢者みまもり相談室